町報 森吉

第32号

毎月1回発行
発行所 秋田県北秋田郡 森吉町役場
編集責任 森吉町役場総務課
TEL 米内沢 44番 64番 209番

町議会九月定例会開く

町議会定例会は、九月二十七日開会され、追加更正予算案、一般職、特別職の給与条例改正案等二八件を審議可決し、午後五時閉会した。議案次のとおり。

議案第七八号財政再建計画変更の承認を求めることについて
〃七九〃昭和三十五年度森吉町才入才出追加更正予算案
〃八〇〃昭和三十五年度森吉町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算
〃八一〃昭和三十五年度森吉町米内沢地区簡易水道施設事業特別会計才入才出追加更正予算案について
〃八二〃昭和三十五年度森吉町米内沢財産区特別会計才入才出追加予算案について
〃八三〃昭和三十五年度森吉町前田財産区特別会計才入才出追加更正予算案について
〃一〇三〃阿仁前田都市計画追加更正予算案について
追加更正予算案で、要領は別掲のとおり
〃八四〃予算の款内流用について
〃八五〃議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
〃八六〃特別職の職員で非常勤のもの、給与及び旅費に関する条例
〃八七〃特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
〃八九〃教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
〃九一〃森吉町消防団給与条例の一部を改正する条例
〃九二〃森吉町財産区管理会委員の報酬および費用弁償に関する条例
以上六件は、報酬給与の改訂で、それぐ〜四月一日に遡及して適用される
〃八八〃森吉町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
鉄道客車の等級改正に伴う字句の改正である
〃九〇〃一般職の職員の給与に関する条例
町職員の給与についての給与改訂で四月一日より適用される
〃九三〃契約条例の一部を改正する条例案について
議会の議決を経なければならない工事請負契約について、現行百万円を二百万円に改正し指名入札に付することが出来る額は五十万円を百万円、随意契約に付することが出来る額は十万円を三十万円にそれぞれ引上げたものである
〃九四〃森吉町職員の休日及び休暇に関する条例の全部改正について
〃九五〃森吉町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の全部改正について
〃九六〃森吉町職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について
この三件の条例に、条文の整備を図つたもので、契約的な改訂はない
〃九七〃森吉町印鑑条例案について
印鑑の登録証明の事務、住民の権利義務の変動に大きい影響があり、根拠条例として制定する
〃九八〃都市計画街路事業委託費の契約締結について
阿仁前田停車場線の県道について、街路事業施行のための用地買収移転補償等について、県と委託契約を締結するもので、契約金額は約一、七九五千円となつている
〃九九〃町道小滝橋新設工事施行について
〃一〇〇〃工事請負契約の指名競争入札に付することについて
森吉町字小滝地内に橋の新設工事施行するもので、延長二八米、巾員二、五米を三十五年度に施行する
〃一〇一〃財産区財産の処分について
米内沢地区簡易水道事業中、水源、送水、浄水、配水等の追加工事と随意契約で施行するものもある
〃一〇二〃米内沢地区簡易水道事業の一部を随意契約に付することについて
〃一〇四〃前田保育所建築について
〃一〇五〃前田保育所建築工事を指名競争入札について
前田保育所を、阿仁前田地内に建築する案で本造モルタル七八、二五坪

十月は里親職親を求める運動月間です

十月四日の〃里親の日〃を中心に十月一日から一カ月間全国いつせいに「里親と職親を求める運動」がくりひろげられています。

県では期間中「一日里親」などの行事で、①里親と職親（保護受託）の制度をよく知つてもらい、②すんで里親や職親になつてもらうよう、強力にすすめることになつています。

里親と職親制度は昭和二十三年児童福祉法の施行と同時に生まれた制度、恵まれない子どもたちを守ろうとするしくみです。それでに里親と職親についてのべてみましょう

▼親のない子の親変りとなる制度です。

里親制度は、親のいない子ども、親がいても病気などで行届いた世話も受けられない子どもたちのために、やさしい親の愛情とよい家庭環境を与えてやる制度です。

▼親変りとなつて職業補導する制度です。

職親制度は義務教育を終えた親のいない子どもや保護者のもとでくらすことのできない子どものために、適当な職業訓練を暖かい家庭的なふん囲気のなかで行い、将来一人だちのできるように技術や知識能力を与えようとする制度です。

▼四百人が新しい親を待つています。

現在県内には、こうした里親、職親が百六十四人おりますが、保護に欠ける児童は四千人、うち早く保護を必要とするものは四百人もおります。

百六十四人の里親、職親に育てられている子どもたちの中には、養子縁組にまで発展し、親子ともに楽しい家庭を築いている例もあります。

▼希望者は児童相談所などへ申込んでください

こうした里親や職親になるには、簡単な手続きで児童相談所、福祉事務所また役場、児童（民生）委員に申込み、知事の認定を受けてなれます。

「森吉町消防団」統合設置する
〃分団組織は現行どうり〃

町村合併以来の懸案であつた、消防団の統合については、去る十月八日臨時議会に関係条件を提案議決を経たので、直ちに条例規則を公布、森吉町消防団として設置され、新発足になりました。

統合設置に伴う団長、副団長は、同日付をもつて左のとおり発令されました

団長 石崎 成一
副団長 森川 福治
〃 桜井 佐吉

消防団の組織機構の再検討は一応見送りとし、現行とおりの分団組織として運営することになつています

働く年少者の保護運動が行われます

仂く年少者に仂きやすい職場を作ろうという「仂く年少者の保護運動」が、ことしも十月一日から一か月間、全國的に行われています。

今年はとくに使用者と年少者の話合いの行事などを中心として〃職場の明るい人間関係を育てることを目標に、本県でも秋田婦人少年室が五千四百人の仂く年少者のためにこの運動をくりひろげています。

しかも明るい職場を作るには、雇主の理解と認識が大事だとして、労仂省や婦人少年室では次のようなお願いをしています。

▽仂きたがつている年少者を理解しましよう。

年少者は、人生の勤労生活の第一歩を踏み出したばかりで、大いに仂きたいとはりきつています。こうした年少者を使用するには、年少者は「こういうものだ」と気質や生活感情を心えておくことが一番たいせつです。

たとえば

◎人前で叱かられると不満を持ちます。異性の前では「はずかしめを受けた」と思いこむものです。

◎大人ぶつたり、偉らそうに話をして背のびをしているものです。生意気だ、横着だときめつけると反抗的になるものです。

こうしたことに気をつけ心えるならば、年少者は元気で、まじめに仂き能率をあげるものです。

▽ちよつとの指導で勤労の芽はのびます。

年少時は、ちようど人生の勉強する真剣な時に当り、上手に指導すれば、伸びあがつてくるものです。

就職直後には、一変した環境にうろ〜し、全身を神経にして敏感になつていますが、二、三月もすれば職場の生活になれてきます。これは仕事に早くなれ、一人前に上達したいと懸命だからです。年少者の勤労の芽は、ちよつとの心がけで指導すれば伸びあがつてきます

▽ときにはほめて、自信をつけてやりましよう

年少者は、年少者なりに自分のペースでいつしよう懸命に仂いてるが、その仂きぶりを使用者がどう思つているか気がゝりなものです

秋の交通安全運動と
＝新道路交通法＝

十月二十一日から十日間秋の交通安全運動が全国的に展開されます。

今年の運動は、十一月から実施される新しい道路交通法の内容を周知しながら①歩行者や車両の正しい交通②道路などのただしい使い方を目標に県教育庁、警察本部、陸運事務所などが組織に協力して、県民運動として進められます。

この運動にさきだち、県警察本部では、最近の交通事故の傾向から新しい道路交通法について、次のようにいつています。

〃ただしい歩き方をしましよう〃

交通事故の多くは、運転車の責任となり、ひかれたほうは同情されるだけですが、実際にはひかれた側にも、もつと気をつけていたら事故にならなかつたという例がありますそのためにも家を一歩出たら常に①道路の右はしを歩く、②横断する時は左右をよくみて③横にならんで歩かない④信号をよくみて⑤自動車の直後を通らないことを守つてほしいものです。

この五項目は、歩行者の基本ですので、これだけは守つてください。

〃酔つぱらい運転をなくしましよう〃

これから寒さが加かつたり、お祭が催されるようになると酔つぱらい運転による事故がふえてきます。

運転者自身が酒をのまないように心がけることが第一ですが、本県には酒を無理にすゝめるという悪い風習があり、そのために運転者が酔つて事故を起こしたという例も多くあります。

そこで、自動車だけでなく、オートバイやスクーターを運転する人にも酒を絶対にのませないようにしてください。

新しい法では、酔つぱらい運転で事故を起したり違反があつた時には、重い罰をうけることになります、この場合、酒をのませた人も処罰されます

火災お知せ

向本城の火事 罹災者24名

十月九日午后四時三十分頃向本城鈴木孝治さん方から出火住家三棟半、焼失して、午后五時十五分頃鎮火しました。焼失坪数三三〇七五平方米、損害約三、五〇〇、〇〇〇円

◎全焼者鈴木孝治、九嶋富松、鈴木三次郎
◎半焼者鈴木新蔵

保健衛生に注意しましょう!!

おそろしい伝染病菌が口に入る経路（赤痢、腸チフス、パラチフス、小児マヒ、コレラ、伝染性下痢症などの場合）

近づく選挙は公明選挙で

十月国会解散、十一月総選挙説が強まつたために全国いつせいに〃公明選挙〃を進める運動がくりひろげられています。本町は、さらに町長選挙も行われます。投票だけは誰にも制約を受けず自分の判断で行いたいものです。

これは選挙の年といわれた昨年、県内にも千百人の多くの違反者があつたことなどから〃公明選挙〃をもう一度考えてみようと行われているもので県では、選挙法を守らない候補者に投票しないよう〃選挙法を守る運動〃を県民に呼びかけています。

それでは、この機会に選挙法についてのべてみましよう。

①いかがわしい運動を禁止しています。

選挙法は、正しい立派な人がみんなの身がわりや、代表者になつてもらうために、金持や地位のある立候補者が有利になつたり、いかがわしい運動が行われたり、日常の生活にじやまになつたりしないよう、いろいろな制限を加えたものです。

②選挙運動は立候補者の届出後からです。

選挙運動は選挙の「公示」後、立候補者が届出した時からはじめられ、公示前の運動は固く禁じられています。

前の選挙などでは

○選挙区内に立候補予定者の氏名入りタオルや鉛筆などを配つたもの

○氏名、写真入りで、あいさつ文のポスターを選挙区内に掲示したもの。

○選挙区の有力者多数を招き、酒食供応したもの。

などが事前運動として処罪を受けています。

③はがきポスターにも制限があります。

選挙運動のために配ることのできる文書は、候補者一人につき限られた枚数の通常はがきがあるだけで、ほかはいつさい禁止されています。

限られたはがき以外のはがき、チラシなどは使うことができません

また、選挙運動のポスターも枚数と大きさに制限があり、選挙管理委員会の検印を受けて掲示します。検印のないポスターは違反ポスターです。

④特定候補者の投票を頼むと処罰されます。

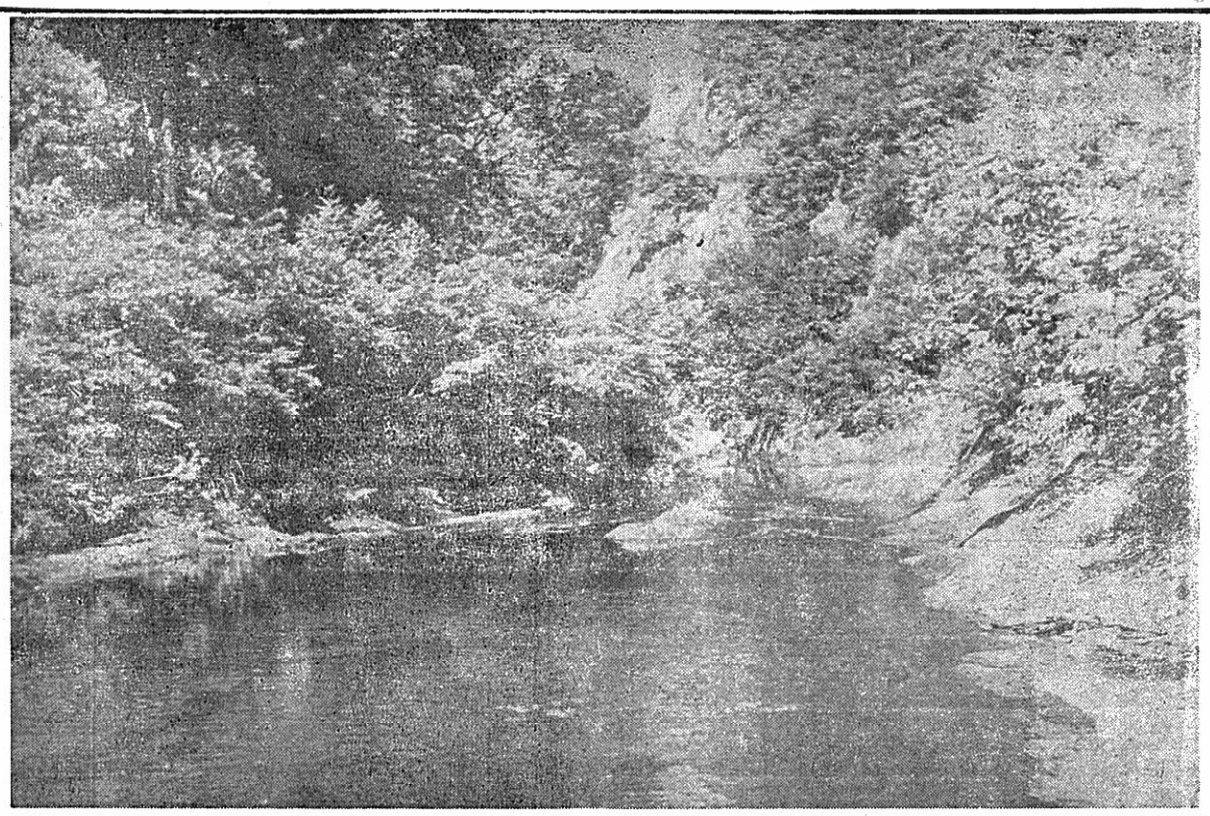

◇……色ずく景勝の地 太平湖……◇

建物調査のお知らせ

財政課税務

本年度は、法律の定めるところにより本町の全部の建物をあらたに調査しなおす年度です。

この調査替えは三年目毎に既存の建物を調査し、新築、改増築についてはその都度調査いたします

役場から係員が十月一日より調査を開始していますので、調査員が貴宅へお伺いゝたした節は、所有建物について詳しく御説明下さるよう御協力方お願いいたします。

調査要領〜平面図作成構造の見取、聞き取調査

▼建物調査予定日

十月十三日 三菱金属鉱業湯ノ沢関係

〃十四日 三菱金属鉱業平田

〃十五日 大印、湯ノ沢日栄

〃十七日 東北（湯ノ沢）長野

〃十八日 電化（湯ノ岱）松栄

〃十九日 電化（湯ノ岱）米畑

〃二十日 女木内、小滝仲新田

〃二十一日 深渡、碎渕鷲ノ瀬、長下

〃二十二日 森吉、天津場、滝ノ沢

〃二十四日 惣瀬、向様田、大沢

〃二十五日 様田、桐内日廻岱、姫ケ岱

〃二十七日 高畑、桐内沢、根小屋

〃二十八日 根森田、堺田、根小屋

〃二十九日 巻渕、細越根小屋

〃三十一日 羽根川止め平里、鶴田

十一月一日 新屋布、鶴田

〃二日 柏木岱、大岱、鶴田

〃四日 五味堀、向本城

〃五日 神成、滝ノ沢、向本城

〃七日 桂坂通り町、向本城

〃八日 惣内、上、下羽立、向本城

〃九日 桂瀬、向本城

〃十日 電化桂瀬駅前

〃十一日 八幡森、下前田、白坂

〃十二日 前田駅前、白坂

〃十四日 前田駅前、大渕

〃十五日 前田地区残、大渕

〃十六日 前田地区残、浦田

〃十七日 浦田

〃十八日 〃

〃十九日 〃

〃二十一日 本城

〃二十二日 〃

〃二十四日 〃

〃二十五日 〃

〃二十六日 以降米内沢本郷

＝備考＝予定日を変更する場合もありますので御了承下さい

赤い羽根共同募金は皆んなの協力で!!

ことしも共同募金がはじまりました。十月一日より一ケ月間全国一齊に行われますが、当町も目標額達成のため町民一人一人の協力をお願いします

当町目標額 二二六、六二二円

内訳額 毎戸募金 一四四、六〇〇円

一戸当り七五円

大口募金六五、〇〇〇円

街頭募金 七、〇三四円

◇結核予防週間◇

十月二十五日から

十月二十五日から三十一日までの一週間は結核予防週間です。

現在、結核で死亡する人は少なくなりましたが、患者数はそれほど減少せず、全国では毎年二十万以上の新発病者を出しています。

秋田県の場合は、結核の死亡率は十年前の昭和二十二年二、〇七九人であつたのが、昭和三十三年には四二二人三十四年には三四五人と約五分の一に減少していますが、患者数は昭和三十年の二九、八二九人、三十四年四〇、二〇二人とむしろふえており、全国と同じ傾向を示しています。

結核は自覚症状のうすい病気であるため、レントゲン車等の利用により今まで発見されていなかつた農山漁村の患者が発見されたことゝ、一般住民の健康診断が進んだことなどで、いまゝでより上昇の傾向を示していることゝ考えられますが、いずれにしても結核に対する正しい知識を一人々々がもつて、この病気にかゝらないよう心がけることが大切です

牛馬の出生届は20日以内に

町内の牛馬飼育者にお願い致します

牛馬が出生した時は秋田県牛馬籍取扱条例第五条により二十日以内に役場に届出しなければなりません。（届出用紙は役場にあります）子畜検査血統証明の交付及家畜市場名簿の作製等に必要でありますので届出は必ず実施するようお願い致します。

尚条例第五条（出生届）に違反した時は罰金、若しくは科料に処されることになつています

秋季納税強調期間に付て

◇ 10月15日より12月25日まで 七十二日間

―納税はその日その日の心がけ―

―この秋は汗と工夫できれいに完納―

右のとうり秋季納税強調期間を設けて徴税に大馬力をかけることに致しました。連続豊作の秋にふさわしい納税成績をあげ町づくりの前途を豊かな輝かしいものにし、又町民皆さん、こぞつて完納明るいお正月を迎いるよう頑張つていただきたいと思います。

特に左記のことに御留意の上特段の御協力をお願いします。

記

一、供米代金など農作物の収入で、すべての町税を完納されますよう是非とも御計画下さい

二、納税貯蓄組合員の方々も出来るだけこの秋の収入で完納できる額を貯蓄されるよう御すすめします。

特に過年度の滞納ある方はこの期間内に納入するよう御配慮願います。

三、特に左記日程により県の北秋田財務事務所（元県税事務所）では一齊滞納整理に来町することになつておりますのでお知らせします

十月十七日より三日間の予定四班編成（十五名位）

昭和三十五年秋季予防接種実施表

ジフテリア百日咳混合実施計画（前田地区）

種別	実施月日	実施時間	実施場所	実施予定人員
第二回	十月十八日	午后一時〜四時迄	前田診療所	四五〇名
第三回	十一月八日	〃	〃	九〇名
（米内沢地区）				
第二回	十月十九日	〃	公立米内沢病院	四〇〇名
回三第	十一月九日	〃	〃	一一〇名
（森吉地区）				
第二回	十月二十日	午前十時〜正后迄	森吉出張所	一二〇名
第三回	十一月十日	〃	〃	三〇名
（湯の岱地区）				
第二回	十月二十一日	午前十時〜正后迄	湯の岱診療所	九〇名
第三回	十一月十一日	〃	〃	三〇名
痘そう実施計画（前田地区）				
痘そう接種	十月二十五日	午后一時〜四時迄	前田診療所	〃
	十一月一日	〃	〃	
（米内沢地区）				
〃 接種	十月二十六日	〃	公立米内沢病院	〃
〃 検診	十一月二日	〃	〃	〃
（森吉地区）				
〃 接種	十月二十七日	午前十時〜正后迄	森吉出張所	〃
〃 検診	十一月三日	〃	〃	〃
（湯の岱地区）				
〃 接種	十月二十八日	〃	湯の岱診療所	〃
〃 検診	十一月四日	午 十時〜正后迄	〃	〃

◉施対象者＝昭和35年1月1日〜同年6月末日迄の出生者、36年4月小学校に入学する者、36年3月小学校を卒業する者、乳児